

佐賀大学美術館施設等使用細則

(平成25年10月28日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学美術館（以下「美術館」という。）の施設及び設備等の使用（以下「施設等の使用」という。）については、佐賀大学美術館利用規程（平成25年10月28日制定）、国立大学法人佐賀大学不動産管理規程（平成16年4月1日制定）及び国立大学法人佐賀大学不動産貸付取扱細則（平成16年8月1日制定）に定めがあるもののほか、この細則の定めるところによる。

(使用の条件)

第2条 美術館の施設等の使用は、佐賀大学（以下「本学」という。）の目的、使命にのっとり、本学の教育、研究、社会貢献などの諸活動を支援するものであり、かつ、美術館の本来の用途及び目的を妨げないものでなければならない。

(使用の区分)

第3条 前条の目的に鑑み、美術館の施設等の使用を認める事業を次の各号に掲げるとおり区分する。

- (1) 主催事業 美術館が単独で、企画立案及び運営を行い、必要な経費を支出するもの
- (2) 共催事業 美術館が美術館以外の団体と共同で、企画立案並びに運営を行い、必要な経費を支出するもの
- (3) 後援事業 前2号以外の事業で、美術館長（以下「館長」という。）が、適当と認めるもの

(使用者)

第4条 美術館の施設等を使用できる者は、次の各号に掲げるもので構成される団体とする。

- (1) 本学の学生及びこれに準ずる者
- (2) 本学の教職員及びこれに準ずる者
- (3) 学外者

(使用施設)

第5条 美術館の使用できる施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ギャラリー1
- (2) ギャラリー2
- (3) スタジオ
- (4) 中庭
- (5) 小展示室
- (6) プロムナード

(使用設備等)

第6条 美術館の使用できる設備等に関し、必要な事項は、別に定める。

(使用期間等)

第7条 美術館の施設等を後援事業として使用できる期間は、1週間（休館日を除く6日間）を単位とし、最長3週間までとする。

2 美術館の施設等の使用期間には、搬入から搬出までのすべての作業を含むものとする。

3 美術館の施設等の使用時間は、開館時間内とする。

(使用申込等)

第8条 美術館の施設等の使用を希望する者は、所定の申請書を美術館事務室に提出し、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 前項の申請書の提出は、美術館が実施する公募に基づき行うものとし、公募時に示された期限までに行わなければならない。

（使用上の注意）

第9条 使用者は、美術館の施設等の使用に際しては、別に定める美術館展示室等使用案内に記載した事項を遵守するほか、あらかじめ使用許可書を美術館事務室に提出し、その使用上の指示に従わなければならない。

2 使用者が前項の規定を遵守しない場合は、その使用許可を取り消し、又は以降の使用を許可しないことがある。

（施設等の保全）

第10条 使用者は、美術館の施設、設備等の保全に留意し、常に正常な状態で使用しなければならない。

2 使用者は、防火、保健衛生及び災害防止等に留意し、快適な環境の保持に努めなければならない。

3 使用者は、故意又は過失により施設、設備等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又は原状回復に必要な経費を賠償しなければならない。

（経費の負担方法等）

第11条 第5条に定める施設及び第6条の設備等の使用料並びにこれらの使用に伴う光熱水料については、国立大学法人佐賀大学料金規程（平成16年4月1日制定）によるものとし、使用料及び光熱水料の負担方法のほか、必要な事項は別に定める。

2 前項に定めるもののほか、館長が特に必要と認める場合、使用者に対し、別途経費を請求することができるものとし、必要な事項は別に定める。

（退館処置）

第12条 美術館職員は、使用者が美術館展示室等使用案内に記載した事項を無視し、又は他に迷惑を及ぼす行為があると認めるときは、速やかに退館を命ずるものとする。

（雑則）

第13条 この細則に定めるもののほか、美術館の使用に関し、必要な事項は、佐賀大学美術館運営委員会の議を経て、館長が別に定める。

附 則

この細則は、平成25年10月28日から施行する。

附 則（平成26年3月3日改正）

この細則は、平成26年3月3日から施行する。

附 則（平成26年6月30日改正）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日改正）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。